



## 《会計・税務の知識》

## 有償ストックオプションの広がり

役員・従業員のインセンティブプランとしてストックオプションは定着しました。そのストックオプションを有償で発行する動きが広がっています。今回は、有償ストックオプションの特徴についてご紹介いたします。

### 1. 設計

ストックオプション（以下「SO」）を有償発行した場合、いわゆる税制適格SOの適用はありません。税制適格要件では、権利行使期間や、SOの権利行使の年間合計額の制限が課されます。有償発行SOは、このような、厳格な税制適格要件を満たす必要がないため自由な設計が可能です。

行使条件においては、経常利益・ROEなどの経営指標について一定の数値を上回ることや、一定の株価水準を超過していること等、各種行使条件を付与している企業が目立ちます。企業と付与される従業員等の目標を明確化し士気を向上させるという目的が達成されますし、様々な条件を付加することでオプションの価値が下がり発行価額を低く抑えられるという効果もあります。もちろん、新株予約権引受者にとっては、払込価額が低い方が、資金的な負担が小さくなります。

なお、有償発行SOは、公正価値での発行が原則です。有利発行になると、株主総会の特別決議を経ることが前提になりますし、SO引受者にとっては、経済的利益について課税が生じるためです。

### 2. 発行法人の会計

SOの発行法人は、SO発行時、「株式報酬費用」が発生します。会計上は、詳細な検討事項はありますが、基本的には付与日時点の発行するSOの公正な評価額を費用に計上します。なお、費用は一括で計上するのではなく、付与日から権利確定日（行使期間開始日）の期間で発生したと認められる金額を費用化していきます。

ただし、有償時価発行SOの場合、発行会社に公正な評価額に見合う資産の流入があるため費用に計上する必要はありません。よって、発行会社にとっては、損益への悪影響はありません。

### 3. 発行会社の税務

有償時価発行SOの場合には、株式報酬費用は発生しないため、損金に算入される金額はありません。

なお、税制適格SOの場合には、権利付与時においても権利行使時においても株式報酬費用を損金に算入することはありません。

### 4. 引受人の税務

有償時価発行SOを取得した引受人は、他の有価証券の取得と同様に「払込金額＋付随費用」をもって取得価額とします。このSOを権利行使した場合には、単に新株予約権から株式に転換されただけで投資は継続しており、何ら利益は実現していないものと捉え、課税関係は生じません。

権利行使して取得した株式を譲渡した時に、取得価額と譲渡価額の差額について、個人においては20%（ただし、上場株式等は10%）の税率で譲渡益課税が課され、法人においては益金に算入されます。

一方、通常の譲渡が禁止されている無償発行の税制非適格SOの場合は、個人においては権利行使時に権利行使時の時価と行使価格との差額について所得税が課税され、株式売却時には、行使時の時価と売却価額との差額を譲渡利益として課税されます。権利行使時に給与所得・雑所得として課税される場合は、最高50%（給与所得控除は考慮せず）の税負担が生じます。

例えば、税制適格要件を満たせない大株主にとっては、無償で付与される税制非適格SOよりも、時価発行するSOの方が、税負担・資金負担が軽減される可能性が高いといえます。

### 5. まとめ

引受者にとっての有償発行SOのリスクは、行使条件をクリアできず失効させた場合に、付与時の払込価額が無駄になることです。行使条件クリアに対する意欲を高める一層の効果が期待できます。

個人の引受人にとっても、無償発行SOが、想定よりも財産の形成には寄与しないケースも多々あることを考えれば、有償時価発行SOを検討する価値があります。  
(担当：山口美幸)